

# 技能実習生への応募・採用・受入等の概念図

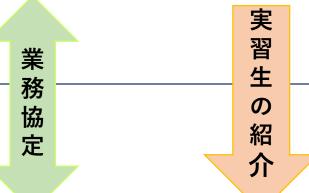
# 人材送出機関

- ・採用募集活動
- ・採用面接
- ・日本語等の教育



技能実習への応募

外国人技能実習生





#### 実習生を配属

実習生の受入れ申込



## <u>監理団体</u>

- ・採用募集依頼
- ・入国後講習(1か月)
- ・技能習得指導・監理

<u>実習実施機関</u> 病院・老人ホームなど

# 介護技能実習生(医療短大3年卒)

2020.01.06 1名入国 2020.02.02 2名入国

2019.10.31 8名入国 2019.12.01 5名入国

第1陣16名

※写真は一部





# 入国後講習施設へ 栃木県小山市





# 1か月入寮・介護教育・法定講習の説明





# 実習先病院





# 外国人労働者の受入れ拡大 2つの柱

①特定技能(単純労働)による受入れ 2019年4月 法施行

技能・日本語 能力試験→合格 ※ベトナムで試験実施 特定技能1号 5年在留



#### 特定技能2号

※「介護」は対象外

#### ②技能実習+特定技能による受入れ(期間延長)

日本語N4合格 技能実習 (全日病はN3相当) 3年又は5年在留 技能実習3年を修了した者は、 特定技能1号の試験免除!!!

一時帰国

特定技能1号 5年在留

A =++ .

\* 上記の在留期間の間に「介護福祉士」国家試験合格 ⇒ 在留資格「介護」 在留期限無し!!

# 技能実習・特定技能の流れ

在留資格 技能実習2号 技能実習3号 入国 技能実習1号 帰国 講習期間 検定試験受験 検定試験受験 特定技能 約1か月 (1号)5年間 1年間 2年間 優良団体 1ヶ月 2年間 2年間 1年間 はさらに.. 以上 雇用契約 (技能実習) 期間

# 技能実習・特定技能の流れ

在留資格 入国 技能実習 1号

技能実習2号

帰国

技能実習3号

講習期間

実習期間3年経過後、この間に、介護福祉士試験の受験が可能!

合格後 ↓

在留資格「介護」で在留更新可

但し、試験問題の文章を理解する上で、 日本語能力N2相当が必要 特定技能(1号)5年間

2年間

# 特定技能の受入機関・登録支援機関

- \* 外国人材への支援 ⇒ 受入機関又は登録支援機関の責務 特定技能1号外国人が安定的・円滑な活動を行うことが出来 る様にするために日常生活上、職業生活上又は社会生活上 の支援を、出入国在留管理庁長官の登録を受けた受入機関、 又は登録支援機関が行う
- \*受入機関又は登録支援機関の基準
  - (1)適格性に関する基準: 欠格事由に該当しないこと等 (受入機関: 労働関係法令・社会保険関係法令の遵守)
  - (2)支援体制に関する基準:

支援計画に基づき、適正な支援を行える能力・体制があること

## 在留資格「技能実習」と「特定技能」の受入れ機関等

# 特定技能

# 技能実習

#### 受入れ機関

- ・外国人と直接雇用契約を結ぶ企業等
  - ※外国機関との連携(コネ)が必要
- ・報酬額が日本人と同等以上
- ・支援計画の作成、実施
- ・入国前の生活ガイダンスの提供
- ・在留中の生活オリエンテーション の実施
- ・生活のための日本語習得の支援等

#### 登録支援機関

- · 受入れ機関に代り 支援計画の作成,実施
- ・外国人の募集の調整等
- · 登録対象: 業界団体

民間法人

社労士

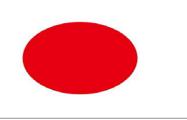
#### 監理団体

- ・人材送出し機関と 実習生の募集等の 調整
- ・実習実施機関 (病院・施設)の 監理、訪問指導
- ・技能実習計画の チェック等

#### 病院・施設

# 全日本病院協会

## 雇用条件のまとめ



# 日本国内

- ・孤立化や精神的なストレスを考慮し、原則2人1組で受入れ
- ・実習期間3年間、諸条件クリアで5年間+特定技能で5年間
- ・実習実施施設は、大都市地域から地方都市地域を予定
- ・給料は、最低でも日本人と同じ
  - ※1 毎月の手取りの給料は、13万円以上

(手取りの給料とは、貯金など自由に使えるお金のこと)

- ※2 大都市地域と地方都市地域では物価差があるので、給料 差があっても手元に残る金額はあまり差が無いように
- ・健康保険料、税金、寮費などは日本人と同様に負担

### 今後の方針・予定

# 技能実習による受入れ



## ベトナムの場合

高度人材育成・医療短大看護学部3年卒業生 N3相当の日本語能力

# ベトナムの場合

竹 介護専門学校2年卒業生など N4相当の日本語能力

#### ミャンマーの場合

竹

非看護(一般大等)卒業生など N3相当の日本語能力

### 特定技能(1号)による受入れ



元技能実習生(日本語の心配無し)・一般の大学、短大等の卒業生 介護技能評価試験・日本語能力判定テスト(又はN4)・ 介護日本語評価試験の3つを合格した能力

#### 介護技能実習生の受入費用

●初期費用(最初、1回のみの支払い)



\*日本語教育費 1人/120,000円(税別)



1人/300,000円・320,000円(税別)

\*渡航費(来·離日時)1人/70,000円(稅別)

190,000円 390,000円(税別)

\* 監理費





1人/1か月/45,000円(税別)



1人/1か月/40,000円(税別)

480,000円/年(税別) 540.000円

#### 介護技能実習生の受入費用 年間ベース・3年間

受入施設が実習生1人の給料以外に全日本病院協会へ支払う費用(予定) (税別)

1年目(技能実習1号)初期費用と継続費用



2・3年目(技能実習2号)継続費用のみ







3年間合計(36か月)Ⅱ



1,810,000円



1,830,000円

<u>※2名だと 3,620,000円・3,660,000円</u>